

事業者向けの主な支援

令和3年12月7日時点

給付

緊急事態宣言再発令に伴う飲食店の休業・営業時間短縮や外出自粛等の影響を受けた事業者を支援	月次支援金【国】	<p>本年4月以降で緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、前年又は前々年同月比で売上が50%以上減少した月がある事業者に対して、支援金を給付</p> <p>上限額: 法人20万円/月、個人10万円/月</p>
	福岡県中小企業者等月次支援金	<p>県内に本社・本店があり、</p> <p>①本年10月の月間売上が前年(又は前々年)同月比30%以上50%未満減少した中小事業者等(政令市を除く)</p> <p>②-1酒類の提供を停止する(10月は酒類の提供停止を伴わない営業時間短縮要請を含む)飲食店と取引があり、本年10月の売上にかかる国の月次支援金の給付対象となっており、</p> <p>(ア)50%以上70%未満減少 (イ)70%以上90%未満減少 (ウ)90%以上減少</p> <p>している酒類販売事業者(北九州市を除く)</p> <p>②-2酒類の提供を停止する(10月は酒類の提供停止を伴わない営業時間短縮要請を含む)飲食店と取引があり、本年9月～10月の月間売上が2か月連続で、前年(又は前々年)同月比</p> <p>(エ)15%以上30%未満減少している酒類販売事業者(北九州市を除く)。</p> <p>①上限額: 法人10万円/月、個人5万円/月 ②上限額: (ア)法人20万円/月、個人10万円/月 (イ)法人40万円/月、個人20万円/月 (ウ)法人60万円/月、個人30万円/月 (エ)法人10万円/月、個人5万円/月</p>

月次支援金事務局相談窓口
☎0120-211-240
☎03-6629-0479(IP電話専用回線)
※8時30分～19時、土日祝日含む

福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター
☎0120-876-866
※平日9時～17時

補助・助成

一時休業などにより、休業手当などを支給する場合	雇用調整助成金	<p>一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部助成が受けられます。</p> <p>助成率 中小企業4/5(解雇などしなかった場合10/10)など</p> <p>※1人当たり日額15,000円が上限</p>
-------------------------	---------	--

福岡助成金センター
雇用調整助成金分室
☎092-402-0537
または
北九州雇用調整助成金臨時窓口
☎093-616-0860

猶予

納税が難しい	納税の猶予	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税ができない場合は、原則として1年以内の期限に限り、納税を猶予する制度があります。</p>
--------	-------	--

国税:各税務署
県税:各県税事務所
市町村税:各市町村

貸付

資金繰りのため融資を受けたい ※融資対象者には、一定の要件があります。	緊急経済対策資金	<p>融資利率1.3%・保証料ゼロ</p> <p>融資限度額 1億円 融資期間 10年以内 据置期間 2年以内</p>
	政府系金融機関による融資	<p>3年間実質無利子・無担保の</p> <p>「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。</p>

福岡県
フリーダイヤル
経営相談窓口
☎0120-567-179

日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル
☎0120-154-505